

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業の移転をお考えの方へ

認知症対応型通所介護事業の移転をされるにあたって、移転を行おうとする建物が設備に関する基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

については、移転を行おうとする建物の改修・新築の前に、下記の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。(計画図面が基準に適合していないときは協議できない場合があります。)

1 協議に必要な書類

- (1) 地域密着型サービス等事業者の指定に係る事前協議申込書・誓約書
- (2) 地域密着型サービス等運営計画書(参考様式第16号)
- (3) 設備基準確認シート(認知症対応型通所介護)
- (4) 都市計画法上の確認事項等
必要に応じて「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づく事前協議
- (5) 消防署との協議記録
- (6) 危機管理室との協議事項
- (7) 土地及び建物の図面(改修・新築の計画図面です)
【建物の図面について】・各室の名称及び面積を記載してください。
・面積の計算根拠となる寸法を記載してください。
・食堂及び機能訓練室の内法をマーカー等で囲ってください。
- (8) 近隣の住宅地図等(施設周辺の様子がわかるもの)
- (9) 現況の写真(A4台紙に貼付又はカラー印刷してください)
- (10) 土地及び建物登記簿謄本(新築の場合、建物登記簿謄本を除く)
- (11) 建物の賃貸借契約書(案)の写し
※建物が申請法人所有で、土地所有者が異なる場合、土地の賃貸借契約書(案)の写し

2 事前協議の受付について

(1) 受付

- (ア) 受付は随時を行っておりますので、郵送等にて送付ください。
- (イ) 事前協議は補正期間を考慮し、送付ください。

(2) 事前協議から移転までの流れ

①事前協議書類の送付 → ②事前協議 → ③事前協議書類の受理

※事前協議書類に不備があった場合、補正を行っていただきます。

↓※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

④施設建築・改修

↓

⑤移転

↓※移転(変更)があった日から10日以内に変更届出を行うこと。

⑥変更届出の郵送

↓

⑦変更届の提出

↓※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

不備に係る補正

⑧変更届の受理

↓

⑨現地調査